

資料1-2

海洋情報部電子計算機システム 借入保守及び取付調整・移行作業に係る 民間競争入札実施要項(案)

海上保安庁

目次

| | | |
|-----|--|----|
| 1. | 趣旨 | 1 |
| 2. | 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項 | 1 |
| 3. | 実施期間に関する事項 | 3 |
| 4. | 入札参加資格に関する事項 | 4 |
| 5. | 入札に参加する者の募集に関する事項 | 5 |
| 6. | 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項 | 6 |
| 7. | 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 | 7 |
| 8. | 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務の請負業者に使用させることができる国有財産に関する事項 | 8 |
| 9. | 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務請負者が、当庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項 | 8 |
| 10. | 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項 | 12 |
| 11. | 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項 | 12 |
| 12. | その他業務の実施に関し必要な事項 | 13 |

別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示

別紙2-1 業務フロー図(定期保守)

別紙2-2 業務フロー図(障害対応)

別紙3 秘密保全に関する誓約書

別添1 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書(案)

別添2 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業総合評価基準(案)

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、海上保安庁(以下「当庁」という。)は公共サービス改革基本方針(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業の概要

ア 対象となる海洋情報部電子計算機システムの概要

海洋情報部電子計算機システムは、水路の測量、海象の観測等により収集した様々な海洋データを迅速且つ的確に処理、解析及び蓄積し、庁内、関係機関、一般国民等に提供する汎用かつ多目的な用途に用いるためのシステムである。

また、海洋情報部電子計算機システムは平成 31 年 1 月の導入から 5 年が経過し、高度化・巧妙化するサイバー攻撃等への対応、経年劣化による効率の低下や海洋情報業務の多様化・高度化、調査・観測機器の発達に伴うデータ量の増加により、現有システムでは、海洋情報業務を継続して遂行することが困難であるため、今後の海洋情報業務の遂行に対応可能なシステムに更新するものである。

イ 海洋情報部電子計算機システムの規模

海洋情報部電子計算機システムは、本庁海洋情報部(霞が関中央合同庁舎第 4 号館)、管区海洋情報部(第一から第十一管区海上保安本部海洋情報部。第十一管区にあっては、海洋情報監理課及び海洋情報調査課をいう。)に設置され、本庁海洋情報部職員約 150 名、管区海洋情報部職員約 125 名の計約 275 名が利用する。なお、通常勤務職員は、平日 8 時 30 分から 18 時 15 分、当直職員は 24 時間 365 日各執務室より利用し、各サーバにおいては、シミュレーションや推算、観測データの処理、解析を 24 時間行っている。

ウ 取付調整・移行作業に係る内容

請負者が実施する取付調整・移行作業の内容は以下のとおりであり、その詳細は別添 1 「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」を基本とする。

(ア) 取付調整

導入機器等について、搬入、設置、接続、ソフトウェアのインストール及び調整、ネットワークの調整を行い、海洋情報部電子計算機システムの各機能及びネットワークが正常に動作することを確認すること。

(イ) 移行作業

現有資産のデータやプログラム(当庁が開発した業務プログラムを除く)を導入機器に移行し、システムの調整及び最適化を行い、既存装置と並行稼働を行うとともに最終確認を行うこと。

(ウ) テスト

別添 1 「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」に示すテストの区分に応じ、動作確認等の必要なテストを行うこと。

(エ) 教育・訓練

システム運用管理者に対し、本装置を用いてシステムの運用に必要なマニュアルの作成及び研修・訓練を行うこと。また、システム利用者が利用に必要なマニュアルの作成を行うこと。

エ 借入保守に係る内容

請負者が実施する借入保守の内容は以下のとおりであり、その詳細は別添 1 「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」を基本とする。

(ア) 貸貸借

導入機器等について、貸貸借を行うこと。

(イ) 運用支援

システム運用管理者及びシステム利用者が実施する運用作業等の支援を行うこと。

(ウ) 保守

導入機器等について、定期的な保守作業、障害の復旧作業、問い合わせ受け付け等を行うこと。

オ 請負業務の引継ぎ

(ア) 現行請負者又は当庁からの引継ぎ

当庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者(又は当庁)から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、借入保守業務の開始前及び期間満了の際の事務引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は請負者の負担となる。

(イ) 請負期間満了の際、業務変更が生じた場合の引継ぎ

当庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務手続きに必要となる請負者に発生した経費は、請負者の負担となる。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容

上記「2.(1) 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」に示す業務を適切に実施すること。

イ 海洋情報部電子計算機システム管理装置(サーバ)の稼働率

海洋情報部電子計算機システム管理装置(サーバ)の稼働率が、各月ごとに 95%以上(1 分未満の停止時間は切り捨てとする)であり、さらに年度ごとの平均稼働率が 99.5%以上であること。ただし、計画停止を除く。

なお、稼働率の計算方法は以下のとおり。

【稼働率】

各月の稼働率

$$\frac{(1\text{ヶ月の平日数} \times 9.75\text{時間}^{\text{注1}}) - (\text{サービス停止時間})}{(1\text{ヶ月の平日数} \times 9.75\text{時間}) - (\text{計画停止時間})} \times 100 \text{ (%)}$$

年度ごとの平均稼働率

$$\frac{\text{1年間の各月の稼働率(%)の和}}{\text{借入保守月数}^{\text{注2}}}$$

※注1 通常勤務職員の平日運用時間 8時30分から18時15分

※注2 令和5年度は、2月1日から3月31日までの2ヶ月、令和10年度は4月1日から1月31日までの10ヶ月、他の年度は12ヶ月とする。

【平日数】

土日祝日及び年末年始の休日を除く平日の日数

【計画停止時間】

定期保守や計画停電等であらかじめ計画されたその月の停止時間

ウ セキュリティ上の重大障害件数

保有するデータ、個人情報、施設等に関する情報及びその他の契約履行に際し、知り得た情報漏えいの件数は、各月ごとに0件であること。

エ システム運用上の重大障害件数

　請負者の保守作業に起因して、全てのシステム利用者の業務に影響が生じるサーバ停止、データの喪失及び障害状況が、9.75 時間以上継続する重大障害の件数は、各月ごとに 0 件であること。

オ ウイルス定義ファイルの更新

　ウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義ファイルについて、ベンダーからのリリース後、1 時間以内に適用されていること。

(3) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 請負者は、業務を完了したときは業務完了報告書を作成し、その旨を書面により当庁に通知しなければならない。

ウ 当庁は、イの通知を受けたときは、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務の調達仕様書に定める内容について、契約の履行に関し、監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認する。

エ ウによる確認後、請負者が提出する取付調整・移行作業の適法な請求書及び 1 ヶ月ごとの借入保守作業の適法な請求書を受領してから 30 日以内(以下「約定期間」という。)に、その料金を支払うものとする。また、確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、当庁は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに、当庁に提出するものとする。業務改善報告の提出の 1 ヶ月以内の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当庁は、請負費の支払を行わないことができる。なお、請負費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

オ 当庁は、請負者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを請負者に送付するものとする。この場合においては、その請求書を送付した日から当庁が請負者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が請負者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、請負者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(4) 法令変更による増加費用及び損害の負担

　法令の変更により、事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には、当庁が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

3. 実施期間に関する事項

取付調整・移行作業は契約締結日から令和 6 年 1 月 31 日まで、借入保守期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までとする。本調達のスケジュールについては、表 1 を参考に計画し、詳細についてはシステム運用管理者と協議し決定すること。

表1 本調達のスケジュール

| | 令和5年度 | | | | | | | | | | | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | | | | |
|---------|-------|----|-----------------|----|----|----|-----|-----|-----|----------------|----|----|----|-------|-------|-------|-------|--------|-----|-----------------|----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| マイルストーン | | | ▲ 取付調整開始（予定） | | | | | | | ▲2/1 借入保守開始 | | | | | | | | | | ▲1/31 借入保守終了 | | |
| 工程 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【留意事項】

取付調整・移行作業期間に要する賃貸借費用については、請負者の負担とすること。

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70号の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しないものであること。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のAまたはB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係
電話：03-3591-6361 内線2831

- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 当庁及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 調査研究や各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。)でないこと。
- (9) 調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行うデジタル統括アドバイザー及びその支援スタッフ等の属する又は過去2年間に属していた事業者でないこと。または、デジタル統括アドバイザー等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門(辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。)でないこと。
- (10) 単独で対象業務を行えない場合、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は、構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(9)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成し、提出すること。

(注)入札参加グループとは

本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者を指す。

- (11) 本調達の請負者は、PMP(Project Management Professional)又は情報処理技術者試験プロジェクトマネージャの有資格者を本業務の実施体制に参画させること。
- (12) 本調達の請負者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)又は同協会が認定した機関において「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を受けていること。なお、事業部単位で認証を受けている場合は、当該登録範囲の者が本業務の実施体制に参画すること。
- (13) 本調達の請負者は、情報処理技術者試験ネットワークスペシャリスト又は情報処理安全確保支援士(旧資格：情報セキュリティスペシャリストを含む)の有資格者を本業務の実施体制に参画させること。
- (14) 本調達の請負者は、別添1「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」の3.6.5.に示すプログラム言語の移行経験を有する技術者を配置し、プログラム移行支援作業を実施すること。
- (15) AWS 認定のソリューションアーキテクトのプロフェッショナルクラスの資格を有し、かつ導入・運用の経験を有する技術者を配置すること。特に、取付調整時にはクラウドテンプレートや Infrastructure as Code に基づくシステム構築・管理の経験を有する技術者を配置すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) スケジュール

| | |
|------------------------|----------|
| ア 入札公示：官報公示 | 令和5年1月下旬 |
| イ 入札説明会 | 2月上旬 |
| ウ 競争参加資格確認書類提出期限 | 2月下旬 |
| エ 質問受付期限 | 4月中旬 |
| オ 資料閲覧期限 | 4月中旬 |
| カ 入札書及び総合評価のための提案書提出期限 | 4月中旬 |
| キ 提案書の審査 | 4月下旬頃 |
| ク 開札及び落札予定者の決定 | 5月中旬頃 |
| ケ 契約締結 | 6月中旬頃 |

※「エ」については、再委託に関する質問も含む。

※ 提案に当たって、入札参加希望者は、必要に応じて現行海洋情報部電子計算機システムに係る資料（調達仕様書等）を、所定の手続きを経て当庁内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、守秘義務に関する誓約書及び競争参加資格確認書類（別途、政務課予算執行管理室に提出する書類の写し。）の提出後、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影の行為は原則禁止とする。また、閲覧を希望する資料であっても、現行海洋情報部電子計算機システムにおける情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

海上保安庁海洋情報部技術・国際課海洋情報技術調整室

電話：03-3595-3625

受付時間：平日の10時～17時まで（12時～13時は除く）

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札書

入札金額(契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額)を記載した書類

イ 仕様確認申請書

性能、機能、技術等に関する情報を記載した申請書

ウ 総合評価のための提案書

総合評価のための、性能、機能、技術等に関する情報を記載した提案書

エ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る

- オ 競争参加資格審査結果通知書の写し
 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のAまたはB等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し
- カ 確認書(電子入札用)又は紙入札方式参加願(紙入札用)
 「確認書」とは、電子入札システムにより入札を希望する場合に提出する書類
 「紙入札方式参加願」とは、紙による入札を希望する場合に提出する書類
- キ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類^{注3}
 注3 書類は、落札予定者となった者のみ提出
- ク 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(直近のもの)
- ケ 4(6)に該当する場合、社会保険料納入確認書等(直近のもの)
- コ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報
- サ 物品の貸付けが可能であることを証明した書類
 物品を第三者をして貸付けできる能力を有することを証明する書類及び借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類。ただし、物品を第三者をして貸付しようとする者に限る
- シ 入札参加グループによる参加の場合は、入札参加グループ内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類
- ス 指名停止等に関する申出書
 各府省庁から指名停止を受けていないことを確認する書類
- セ 誓約書
 本請負を完了できることを証明する書類

6. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に、本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。

なお、詳細は別添2「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業総合評価基準(以下「総合評価基準」という。)」を基本とする。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式(加算方式)によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、当庁に設置する総合評価委員会委員に意見を聴くものとする。

また、総合評価は、価格点(入札価格の得点)に技術点(「総合評価基準」による加点)を加えて得た数値(以下「総合評価点」という。)をもって行う。

| |
|---------------------------------------|
| 価格点の配分：技術点の配分 = 1 : 1 |
| 総合評価点 = 価格点(100.0点満点) + 技術点(100.0点満点) |

(2) 決定方法

総合評価基準の評価項目において必須と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合格」とし、一つでも欠ける場合は「不合格」とする。

(3) 総合評価点

ア 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分}(100.0\text{点}) \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格}))$$

イ 技術点

技術点は、必須項目点及び必須項目以外の得点を合計した値とする。得点配分の詳細は「総合評価基準」のとおり。

$$\boxed{\text{技術点} = \text{必須項目 (50.0 点)} + \text{必須項目以外 (50.0 点)}}$$

(ア) 必須とする項目については、項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とする。要求要件以上の部分については評価に応じ得点を与える。

(イ) 必須項目以外の要求要件については、総合評価基準に記載された評価基準によって加点する。

(4) 落札者の決定

ア 総合評価基準に示す全ての要求要件を満たし、入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「総合評価落札方式」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第84条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第85条の基準を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当庁の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ 調査の結果、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

(会計法第29条の6第1項ただし書き抜粋)

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるとき

ウ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名(法人の場合はその名称)及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかつた入札者は、落札の相対的な利点に関する情報(当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び総合評価点等の得点)の提供を要請することができる。

(5) 落札決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(6) 落札者が決定しなかつた場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかつた場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかつた場合又は再度の入札を行つてもなお落札者が決定しなかつた場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公示を行う。

原則として、当該入札における入札執行回数は2回を限度とし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

7. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取扱調整・移行作業業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した人員
- ウ 従来の実施に要した施設及び設備
- エ 従来の実施における目的の達成の程度
- オ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項オ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、調達仕様書等について、所定の手続きを踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当庁は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務の請負業者に使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 国有財産の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ア 海洋情報部技術・国際課内の電子計算機室及びサーバルーム並びに業務に必要な電気設備、海洋情報部電子計算機システムネットワーク設備
- イ その他、当庁と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

ア 請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 請負者は、あらかじめ当庁と協議した上で、当庁の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に借入保守業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行う。

エ 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷(機器の故障等を含む。)が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務請負者が、当庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務請負者が当庁に報告すべき事項、当庁の指示により講じるべき措置

ア 報告等

- (ア) 請負者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、当該調達仕様書に基づく各種報告書を当庁に提出しなければならない。
- (イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当庁に報告するものとし、当庁と請負者が協議するものとする。
- (ウ) 請負者は、契約期間中において(イ)以外であっても、必要に応じて当庁から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

- (ア) 当庁は、請負業務の適性かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当庁の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする当庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする

ウ 指示

当庁は、請負業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必

要な措置を採るべきことを指示することができる。

- (2) 秘密を適正に取り扱うための措置
- ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当庁の情報等(公知の事実等を除く)を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
- イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術(アイデア又はノウハウ)については、請負者からの文書による申出を当庁が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
- ウ 請負者は、当庁から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- エ 請負者は、当庁の情報セキュリティに関する規定等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄(復元不可能とすること。)及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、別紙 3「秘密保全に関する誓約書」への署名及び捺印しその内容を遵守しなければならない。
- オ アからエまでのほか、当庁は、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。
- (3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置
- ア 請負業務開始
- 請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。
- イ 権利の譲渡
- 請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当庁の事前の承認を得たときは、この限りではない。
- ウ 権利義務の帰属等
- (ア) 本業務の実施が第三者に特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (イ) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当庁の承認を受けなければならない。
- エ 契約不適合責任
- 請負者は、借入保守開始後から 1 年以内に、導入機器及び成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることが発見されたときは、当庁の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。
- オ 再委託
- (ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は主たる部分を第三者に再委託させてはならない。
- (イ) (ア)の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、工程管理、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- (ウ) 請負者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を当庁に提出し、承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (エ) (ウ)の規定は、請負者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- (オ) 請負者は、(ウ)にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、(エ)の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の

相手方(以下「再委託先」という。)の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を当庁に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- (カ) 請負者は、(オ)の場合において、当庁が適正な履行の確保のために必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- (キ) (ウ)のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。
- (ク) 請負者は、当庁又は監督職員が再委託先に、請負者に対すると同様の監督をすることができるようには必要な措置をとらなければならない。
- (ケ) 請負者は、(ウ)により再委託を行う場合には、請負者が当庁に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し前項「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
- (コ) 再委託を行う場合、再委託先が 4. 入札参加資格に関する事項のうち(8)及び(9)に示す要件を満たすこと。
- (サ) (イ)から(コ)に基づき、請負者が再委託先に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の責に帰すべき事由として、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

カ 契約内容の変更

当庁及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他のやむをえない事由により、本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

キ 機器更新等の際における民間事業者への措置

当庁は、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき
- (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき
- (ウ) 当庁の組織変更や人員増員に伴うシステム利用者数の変動により業務量に変動が生じるとき

ク 契約の解除

当庁は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。

- (ア) 請負者から解約の申し出があったとき。
- (イ) 請負者が賃貸開始日までに物品の引渡しをしないとき又は引渡しをする見込みがないことが明らかなどき。
- (ウ) 請負者が本項(3)イ、又はエの規定に違反したとき。
- (エ) 本業務の実施について、請負者、その代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が当庁の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (オ) 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- (カ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としてすることが明らかになった場合。
- (キ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (ク) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (ケ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。
- (コ) 請負者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- (サ) (ア)から(ケ)までの場合において、請負者は違約金とし、請負費に賃貸借期間の残存月数(1 ヶ月未満の期間は 1 ヶ月とする。)を乗じた額の 100 分の 10 に相当する金額を当庁に支払わなければならない。ただし、(ア)又は(イ)の場合において、請負者の責めに帰すことのできない事由があるときは、この限りでない。さらに、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、

超過分の請求を妨げるものではない。また、請負者は、当庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- (シ) 当庁は、(ア)から(コ)に定める場合のほか自己の都合により、賃貸借期間の終了前にこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、当庁は請負者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。なお、損害額は協議して定めるものとする。

ケ 談合等不正行為

請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、当庁の請求に基づき、契約額の10分の1に相当する額を違約金として当庁の指定する期間内に支払わなければならない。

なお、請負者が違約金を当庁の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を当庁に支払わなければならない。

(ア) この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(イ) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(以下「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 納付命令又は排除措置命令により、請負者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) この契約に関し、請負者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

コ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当庁に損害を与えたときは、当庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、当庁から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責・危険負担

当庁及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当庁が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払いを請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 借入保守業務の引継ぎ

請負者は、借入保守業務が適正かつ円滑にできるよう現行海洋情報部電子計算機システム借入保守業者から当該業務の開始日までにマニュアル等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。移行に伴い必要な事項について、請負者は既存システムの請負者に聴取することができる。また、本業務の請負期間満了の際、業者変更が生じた場合は、請負者は次回の借入保守業者に対し、当該業務の開始日までにマニュアル等を使用し必要な事務引継ぎを行わなければならない。なお、借入保守業務の開始前及び期間満了の際の事務引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は請負者の負担となる。また、引継ぎは、契約日から速やかに開始すること。

ツ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当庁と請負者との間で協議して解決する。

10. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当庁が国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当庁は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について当庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、当庁が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 請負者が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当庁の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分を求償することができる。

11. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

当庁は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期(令和 9 年 1 月を予定)を踏まえ、本業務開始後、毎年 4 月に状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

ア 業務の内容

定例会資料により調査

イ 海洋情報部電子計算機システム管理装置(サーバ)の稼働率

定例会資料により調査

ウ セキュリティ上の重大障害件数

定例会資料により調査

エ システム運用上の重大障害件数

定例会資料により調査

オ ウイルス定義ファイルの更新

定例会資料により調査

(3) 意見聴取等

当庁は、必要に応じ、本業務請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期

当庁は、令和 8 年 10 月を目処として、本業務の実施状況等を総務大臣及び監理委員会へ提出する。

なお、調査報告を総務大臣及び監理委員会に提出するに当たり、デジタル統括アドバイザー及び外部有識者の意見を聞くものとする。

12. その他業務の実施に関し必要な事項

- (1) 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務の実施状況等の監理委員会への報告
当庁は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。
- (2) 当庁の監督体制
本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。
ア 本実施要項及び調達仕様書に示す業務全体に係る監督は、当庁海洋情報部技術・国際課が行い、当庁海洋情報部技術・国際課長を責任者とする。
イ 本実施要項に基づく民間競争入札手続きに係る監督は、当庁総務部政務課予算執行管理室が行い、当庁総務部政務課予算執行管理室長を責任者とする。
- (3) 本業務請負者の責務
ア 本業務に従事する請負者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
イ 請負者は、法第 54 条の規定に該当する場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
ウ 請負者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
エ 請負者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当庁を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。
- (4) 著作権
ア 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に關し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを当庁に無償で譲渡するものとする。
イ 請負者は、成果物に關する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当庁が承認した場合は、この限りではない。
ウ ア及びイに關わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (5) 海洋情報部電子計算機システムの借入保守及び取付調整・移行作業業務の調達仕様書
本業務を実施する際に必要な詳細仕様は、別添 1 「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」に示すとおりである。

以上

従来の実施状況に関する情報の開示

| 1 従来の実施に要した経費 | | (単位 : 千円) | | | | | |
|------------------|--|---------------------|-------------------|---------|---------|---------|--|
| 請 負 費 等 | | 平成 30 年度契約(51 ヶ月契約) | | | | | |
| | | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | |
| | | 業務運用支援（人件費） | 2,698 | 11,380 | 11,484 | 11,484 | |
| | | 定期保守（人件費） | 3,907 | 16,481 | 16,632 | 16,632 | |
| | | 機器・ソフトウェア保守 | 7,773 | 32,794 | 33,095 | 33,095 | |
| | | 機器・ソフトウェア借入 | 13,040 | 55,009 | 55,514 | 55,514 | |
| 計 | | 41,156 | — | — | — | — | |
| 計 | | 68,574 | 115,664 | 116,725 | 116,725 | 116,725 | |

(注記事項)

- ・入札対象である業務の全部を請負契約により実施しており、上記経費各欄の金額は支払額である。なお、支払額は、一般競争入札の落札額である。
- ・平成 30 年度については、平成 31 年 1 月 5 日からの借入保守となっているため、約 3 ヶ月分の費用となっている。
- ・現行契約での据付調整の期間は、8 ヶ月間であった。
- ・令和 2 年度からの増加理由は、消費税率の変更 (8%→10%) である。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | | | | | | | | | |
|---|----------|-------------------|---------|---------|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| (受託者における保守運用業務従事者)※保守作業等 1 回当たりの要員数 | | | | | | | | | | | | | |
| 定例会要員(非常駐) | 4 | 4 | 4 | 3 | | | | | | | | | |
| 保守運用員(非常駐) | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | |
| (業務従事者に求められる知識・経験等) | | | | | | | | | | | | | |
| ・「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を受けていること。なお、事業部単位で認証を取得している場合は、当該登録範囲の者が本業務の実施体制に参画すること。 | | | | | | | | | | | | | |
| (業務の繁閑の状況とその対応) | | | | | | | | | | | | | |
| ・年間を通じてほぼ一定の業務量であり、機器の故障等により業務量の増加が発生している。 ・運用保守の回数が異なるのは、セキュリティパッチ等の臨時保守及び 1 回/年の定期保守点検を行ったため。 | | | | | | | | | | | | | |
| (平成 30 年度) | | | | | | | | | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 運用保守 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 11 | 7 | 8 | 26 |
| 障害対応 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 5 | 3 | 1 | 8 |
| (平成 31 年度、令和元年度) | | | | | | | | | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 運用保守 | 8 | 4 | 7 | 3 | 6 | 4 | 9 | 10 | 5 | 1 | 3 | 4 | 64 |
| 障害対応 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 5 |
| (令和 2 年度) | | | | | | | | | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 運用保守 | 3 | 4 | 6 | 3 | 9 | 8 | 10 | 7 | 7 | 5 | 4 | 6 | 72 |
| 障害対応 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| (令和 3 年度) | | | | | | | | | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 運用保守 | 5 | 4 | 7 | 5 | 5 | 9 | 8 | 9 | 4 | 3 | 6 | 4 | 69 |
| 障害対応 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 14 |
| (注記事項) | | | | | | | | | | | | | |
| ・平成 30 年度は 1 月 5 日からの借入保守となっているため、約 3 ヶ月分の件数である。 ・運用保守とは、定期保守、臨時保守及び定例会を含む。 ・通常のシステム運用(機器(サーバを含む)の起動や停止、監視等の作業)については、当庁職員であるシステム運用管理者及びシステム利用者が行っている。請負業者は、定期保守作業、定例会等の運用支援及び障害対応(機器の故障対応を含む)を行う。 | | | | | | | | | | | | | |

3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】

施設名称：中央合同庁舎第4号館
使用場所：3階 技術・国際課電子計算機室及びサーバ室

【設備】

保守作業等に必要な電気設備

(当庁貸与)

無し

(請負者所有)

無し

外部拠点

第一から第十管区海上保安本部海洋情報部(小樽市、塩釜市、横浜市、名古屋市、神戸市、広島市、北九州市、舞鶴市、新潟市、鹿児島市)、第十一管区海上保安本部海洋情報監理課及び海洋情報調査課(那覇市)

(注記事項)

- ・上記施設、設備等は、保守作業等を行う範囲において無償貸与。
- ・保守作業等を行うに当たり、必要となる機材は請負者の負担により準備する。

4 従来の実施における目標の達成の程度

(注記事項)

(1) 業務の内容

平成30年度から令和3年度の間、調達仕様書に示す借入保守作業を適切に実施している。

(2) 海洋情報部電子計算機システム管理装置(サーバ)の稼働率

平成30年度から令和3年度の間、月ごと及び年度ごとと共に達成している。

(3) セキュリティ上の重大障害件数

平成30年度から令和3年度の間、事例は発生していない。

(4) システム運用上の重大障害件数

平成30年度から令和3年度の間、事例は発生していない。

(5) ウイルス定義ファイルの更新

平成30年度から令和3年度の間、毎月達成している。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

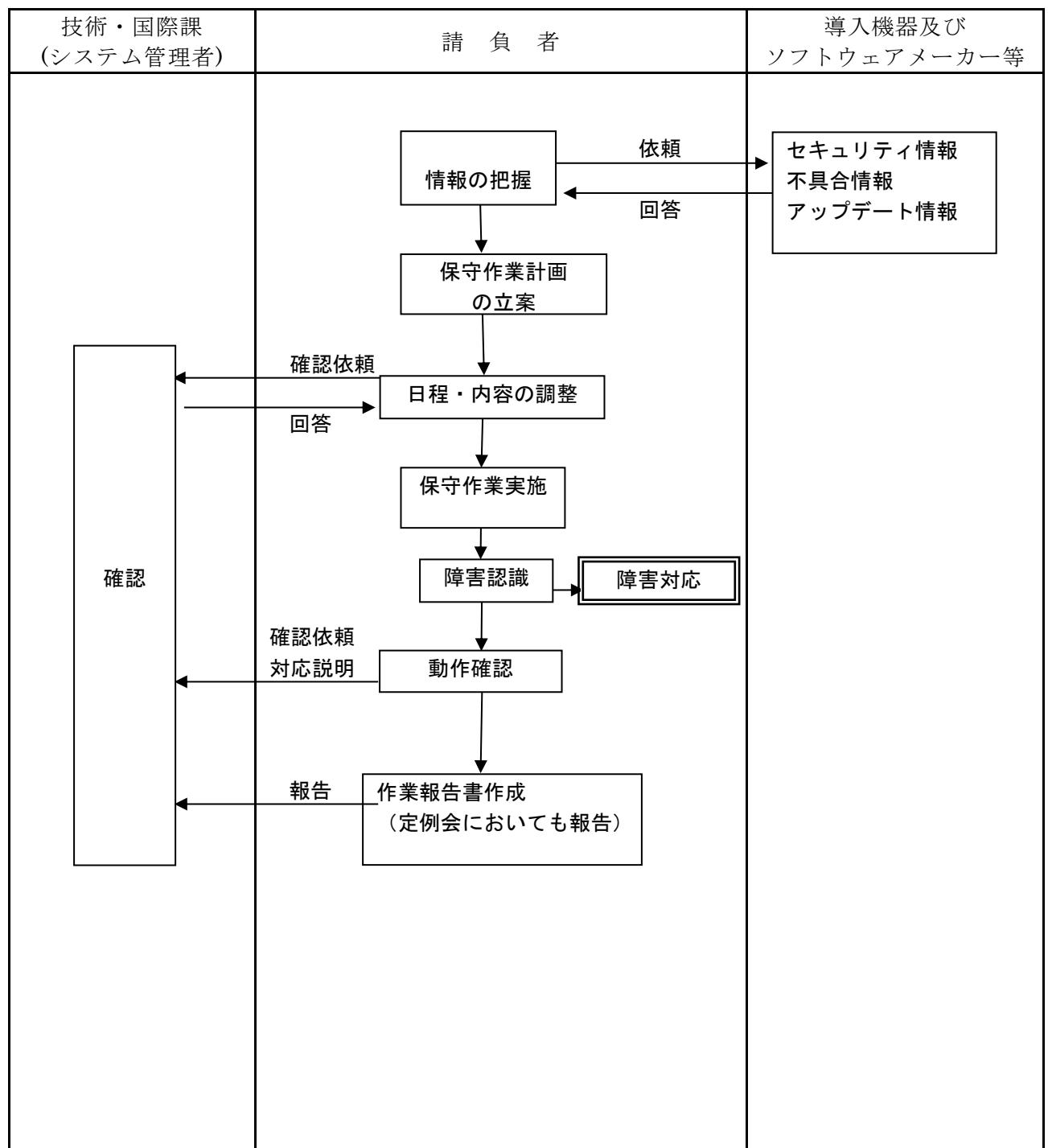
別紙2-1 業務フロー図(定期保守)のとおり

別紙2-2 業務フロー図(障害対応)のとおり

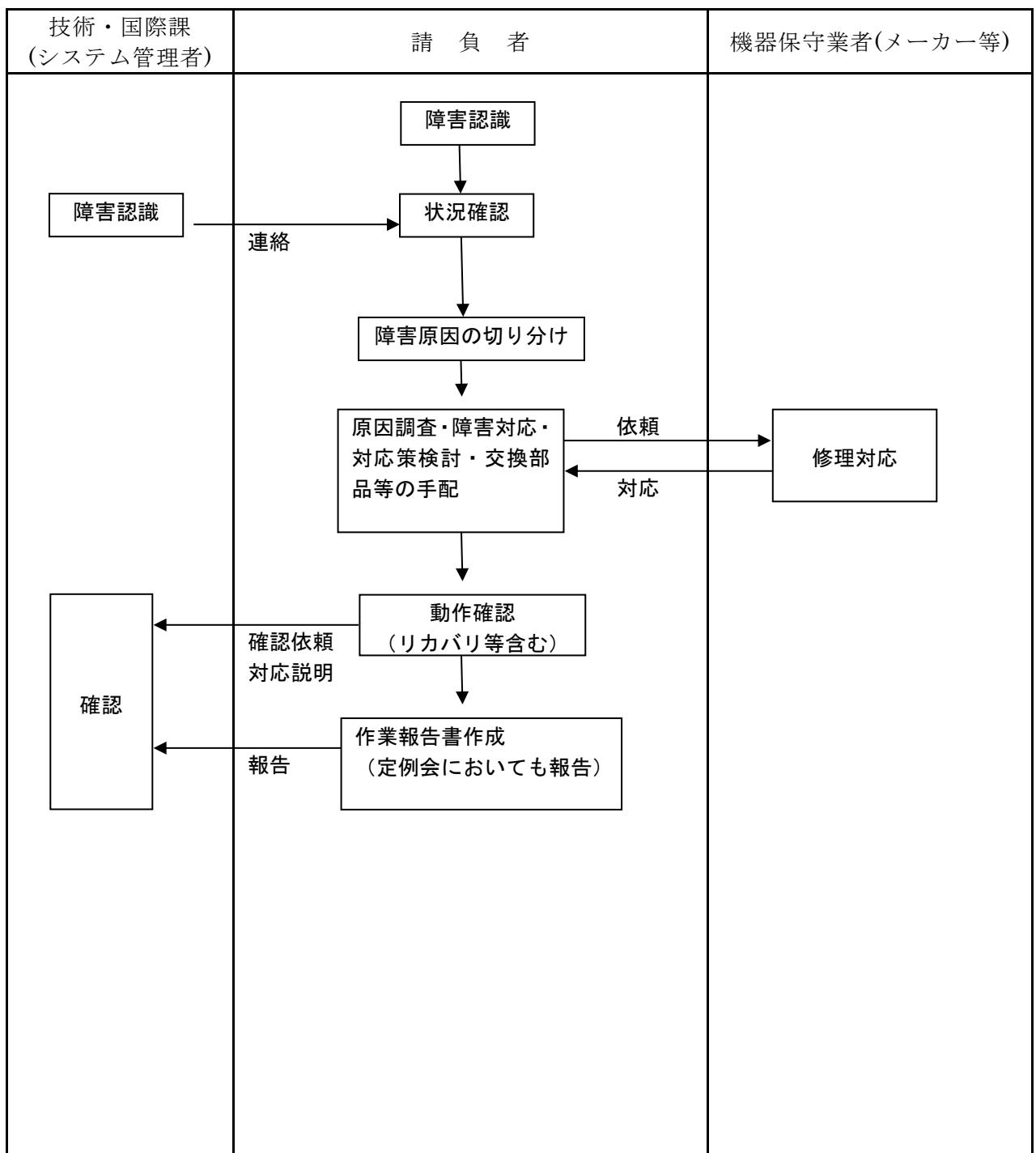
(注記事項)

現行海洋情報部電子計算機システム借入保守に関する詳細な情報は別途「資料の閲覧、現システムの見学」により情報開示を行う。

業務フロー図(定期保守)



業務フロー図(障害対応)



秘密保全に関する誓約書

調達件名「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」に係る取扱いにつきましては、下記事項を遵守し秘密の保全に万全を期すことを誓約します。

記

1. 調達仕様書の記載内容について、当社として情報漏洩がないよう、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分などを一切禁止することとしますが、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する措置を講じます。
2. 本調達に関連して貴庁から受領した説明書及び調達仕様書等(以下「仕様書等」という。)は、返却までの間、当社内の施錠のできる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施します。
3. 貴庁との契約の相手方が当方でなかった場合は、速やかに交付した担当官あてに仕様書等を返却します。
4. 貴庁との契約の相手方が当方であった場合においても、上記第3項にならい履行完了後速やかに仕様書等を返却します。
5. その他、本調達の履行に際して発生する仕様書等を利用して提供する書類等の取扱いについても、上記第1項の禁止事項を準用いたします。
6. 本調達において、知得した一切の情報を第三者に漏洩しません。

その他

本調達に係る当社の秘密保全担当者は、下記の者とします。

所 属
氏 名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

令和 年 月 日

法 人 住 所
法 人 名
代表者氏名

印